

第 40 号議案

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例を廃止する条例
足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例（平成 16 年足立区条例第
8 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部
改正）
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和
39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
別表区長の部足立区柔道整復療養費案件調査委員会の項を削る。

（提案理由）

足立区柔道整復療養費案件調査委員会を廃止する必要があるので、こ
の条例案を提出いたします。